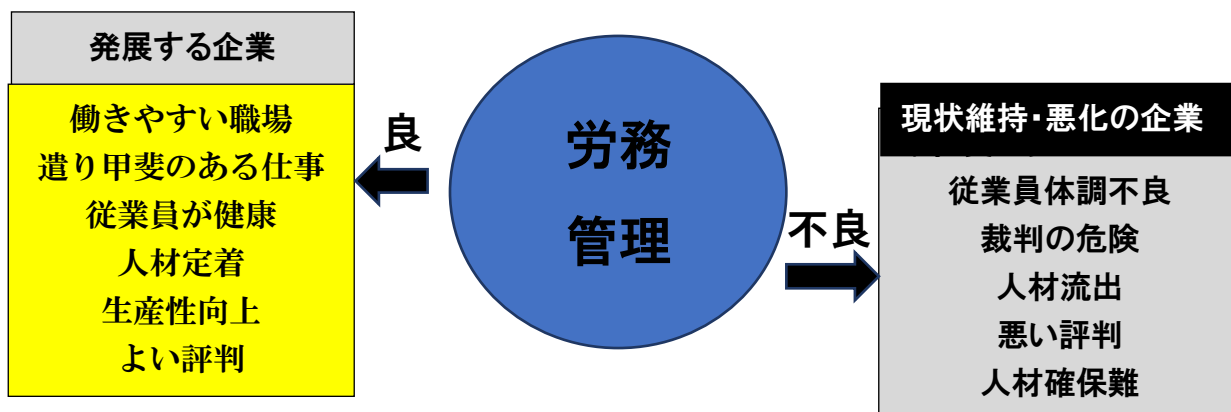


「**発展**」ですか、「**現状維持・悪化**」ですか



設備投資

人材への投資

企業の生産活動には、施設・装置が必要です。最も大事なものは人材

専門性

社会保険労務士

労働基準法などは専門性が高く、専門家の助言・関与が必要

ハラスメント防止

安全配慮義務

最近、特に問題のハラスメント防止措置は導入済みですか

時間外勤務手当

36 協定

これが不適正だと経営に大きな危険あり

銀座からの提案

三つの特色

企業の経営を積極的に支援
有効な情報発信
年金制度にも精通

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階

銀座社会保険労務士法人

代表社員 吉国 智彦

☎834-34-0567 FAX0834-34-0565

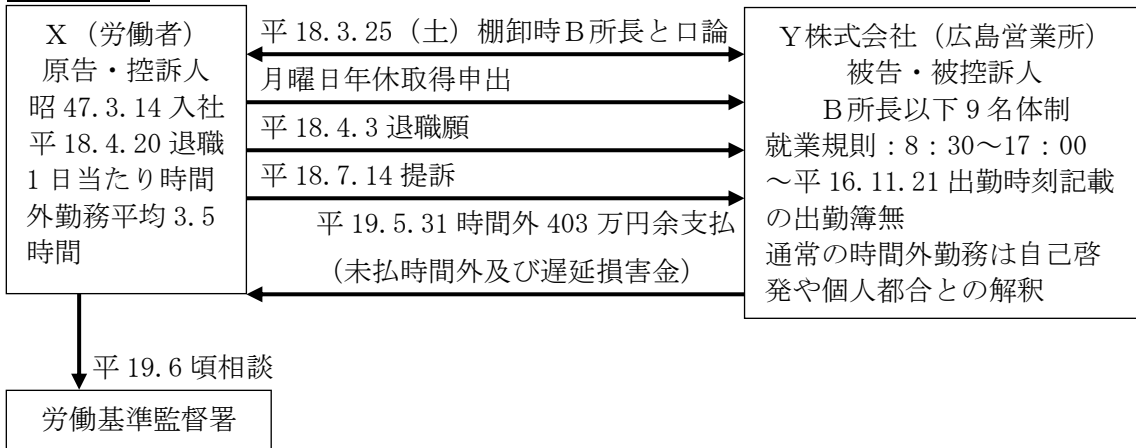
ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp

労務管理不良による経営上の危険

《勤怠管理不良による時間外手当未払いは不法行為に当たる》

広島高判平 19. 9. 4 (判時 2004-151、判タ 1259-262)

事案の概要



判決

割増賃金等の請求権の消滅時効は 2 年であるが、Y が黙示的に時間外勤務を命じながら時間外勤務手当を支払わなかったことが不法行為に当たるため、2 年経過により時効消滅しない。

第一審判決によって、平 16. 7. 15~平 18. 4. 20 (退職日) までの未払時間外手当 (遅延損害金を含む) 439 万円余を支払う。のみならず、不法行為の理屈から平 15. 7. 15~平 16. 7. 14 についても支払命令が出される (244 万円の支払命令・結果 3 年分の支払命令となった)。

事案の問題点 (労務管理不良)

- 平成 16 年 11 月 21 日までは出勤簿に出退勤時刻が全く記載されていない。
- 1 日当たり平均時間外勤務時間は約 3. 5 時間に及ぶ
- 会議、棚卸等を除き、通常的时间外勤務は、自己啓発や個人都合との恣意的解釈。
- 社会保険労務士が関与していない。

問題点

- ◇ 広島営業所は所長以下 10 名、他の 8 名が同じ態度をとれば更に 2, 000 万円以上の未払い。
- ◇ 本事案では標準報酬が 18 万円以上低いと考えられ、年金事務所の調査によって 2 年分の遡及保険料が徴収される可能性あり。
- ◇ X (労働者) と企業は永遠に和解できないであろう。

更には (想定)

X (労働者) から、標準報酬月額が低いことによる老齢厚生年金が低額となったとの請求がされる危険もある (後掲大阪地判平 18. 1. 26 労働判例 912-51 参照)

《社会保険の未届けは債務不履行ないし不法行為を構成する》

大阪地判平 18. 1. 26 (労働判例 912-51)

使用者は、雇用契約の付随義務として、信義則上、資格取得を届け出て、労働者が老齢厚生年金等を受給できるよう配慮すべき義務を負う。使用者が、この義務に違反して届け出ないときは、その行為は、違法性を有し、債務不履行ないし不法行為を構成する。